

## オリコフォレントインシア保証サービスご利用までの流れ（東日本）

- オリコフォレントインシア保証サービスのお申込み・審査が必要となります。
- 連帯保証人様が必要となります。（原則、法人の代表者様）
- 契約時に、初回保証料として、総家賃の50%が保証委託料として必要になります。（最低保証料：20,000円）
- 月額保証料として賃料等とは別に総家賃の1%を毎月賃料等と合算でお支払いただきます。

### 【お申込の受信】

ご記入頂いた申込書類等は、JPEG等の画像データ（PDFは不可）に変換して頂き、

下記それぞれの該当するエリアのメールアドレスまで送信下さい。※FAX不可

メール送信後、到着確認のお電話を頂いた時点で正式な申込とさせて頂きますので、予めご了承下さい。

また、申込書類等に不備・不足がありますと、申込としてお受けができません。併せてご確認をお願いします。

**【審査時の必要書類】 不足・不備がありますと、お申込の受付をお断りする場合もございます。予めご了承ください。**

- 保証委託及び立替払委託申込書（法人用）
- 保証委託及び立替払委託契約 お申込時の確認・同意書
- 会社謄本（3ヶ月以内）
- 連帯保証人・入居者の身分証明書 【運転免許証・健康保険証・住民票・パスポート・マイナンバーカード表面】
  - ※マイナンバーカード裏面のお預かりはできません。
  - ※住基カードは不可です。
- 入居者データ入力票
- 当社の個人情報の取扱いについて

### その他書類

- 先行及び原状回復前賃貸借契約（申込）に関する確認書（該当物件のみ）
- 【新築物件】先行賃貸借契約（申込）に関する確認書（該当物件のみ）
- 一般媒介申込書（仲介業者様にてご記入ください）

※その他、適宜審査会社から書類提出の要請がある場合がございます。予めご了承ください。

### 【ライフライン無料手配サービス】

入居前に、ライフライン（電気・ガス・水道）の無料手配のサービスを行っております。

案内書を回収いただき、提携会社CDエナジーダイレクト様宛にFAX（03-3865-2237）をお願いいたします。

また、FAX後は、窓口（0120-407-651）にFAX送信完了の架電をお願いいたします。

※後日、窓口からお客様にお電話でご連絡いたします。

※お客様から直接窓口に確認の連絡はいただかないようお願いいたします。

### 【ご契約時にご用意いただくもの】

- 住民票（入居者）
- 印鑑証明書（連帯保証人）
- 車検証の写し（駐車場をご契約の場合）
- 銀行届出印（口座振替の場合）

※ ご契約時に、必要書類に不備や契約書等の記入漏れ・印鑑漏れ等がある場合、鍵のお渡しはできませんので、予めご了承下さい。

### 【各エリア問合せ先】

エリア	電話番号	メールアドレス
本社	東京23区	03-5908-2270 keiyaku_area1@kinoshita-group.co.jp
	多摩エリア	03-5908-1733 keiyaku_area2@kinoshita-group.co.jp
	埼玉エリア	03-5908-2251 keiyaku_area3@kinoshita-group.co.jp
	千葉エリア	03-5908-2253 keiyaku_area2@kinoshita-group.co.jp
横浜営業所	045-594-9562	keiyaku_yokohama@kinoshita-group.co.jp

## 保証委託契約

貸借人（以下「乙」という）と株式会社オリコフレントインシア（以下「丙」という）とは、  
貸借人（以下「甲」という）と乙との間で締結された、表面記載の賃貸物件（以下「本物件」とい  
う）の賃貸借契約（以下「原契約」という）に關し、次のとおり保証委託契約（以下「本契約」とい  
う）を締結する。

### 第1条（保証委託契約）

乙は、丙に対し、第3条①各号記載の金銭の支払債務に關し、次条以下に定める内容に従い、連帯  
保証人となることを委託し、丙はこれを受諾した。

### 第2条（保証委託料等）

①乙は、丙に対し、保証委託料として、表面記載の初回保証委託料を本契約締結時に支払うものと  
する。

②乙は、丙に対し、第10条所定の保証期間中、本契約締結以後毎月、表面記載の月額請求合計額の  
1%を保証委託料として支払うものとする。丙は、乙に対し、原契約の終期が丙の場合は丙の申出の  
日も割請求額でなく月額請求合計額の1%を請求できるものとする。なお、契約締結以後に賃料等  
が増減された場合には、丙はこれに応じて当該保証委託料及び替払委託申込書に記載された内定の  
期間の間に終了した場合、又は第3条①に定める支払料等が原契約期間の途中で減額さ  
れた場合には、丙はこれを受諾した。

### 第3条（保証の範囲）

①丙は、甲に対し、原契約に基づき乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭の  
支払債務（但し、乙が本物件を居住の用途で賃借し、かつ実際に居住の用途で使用している際に  
生じた賃料等の支払債務）を、乙と連帯で保證する。但し、本契約の締結に際し、乙が丙内  
に対し、自己的取扱、務務先及び入居者等別紙「保証委託及び替払委託申込書」に記載さ  
れた丙内に定める重要な事項について虚偽申告を行った場合並びに甲と丙の間で締結される賃貸  
賃貸借契約の定めた免責事項に該当する場合はこの限りではない。

i 賃料、管理費、共益費及び駐車場料金その他の毎月定期的に賃料と共に支払われる費用のうち表  
面記載の金額（以下「賃料等」という）の滞納分

ii 水道使用料及びガス使用料等（以下「変動費」と総称し、前号に定める「賃料等」には変動費  
も含むものとする）の滞納分

iii 更新料

iv 原契約復費料（但し、国土交通省住宅局が平成23年8月に公表した「原状回復をめぐるトラブル  
ルーグガイドライン（改訂版）」改訂があった場合には、改訂後のものを含む）に準拠して、  
乙が負担することが合理的であると丙が判断した範囲に限る。以下同じ。明渡し

v 原契約が解消された場合に生じる、解除後原物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金（明渡し  
については、明渡までの日割り賃料等に相当する損害金）による

vi 賃料等の滞納を理由とする甲乙間の明渡訴訟手続において裁判所により乙の負担として認めら  
れた訴訟費用及び強制執行費用のうち、甲が丙内の承諾を得て支出した費用（以下「法的手段費  
用」という）

②本契約に基づき丙が支払を保證する金額は、本契約及び本立替払委託契約締結時家賃の  
24ヶ月分に相当する金額を上限とする。

③丙は、次の各号に定める事項については、保証しない。

i 退去手続通知義務違反の場合における違約金等

ii 早急解約による違約金等

iii 戰争、地震、天災等不可抗力によって生じた損害

iv 火災、ガス爆発、建物の躯体に達する水漏れ、自殺行為、犯罪行為、心神喪失中の行為その他の  
の通常の使用を逸脱した行為によって生じた損害

v その他の内に含まれない債務

第4条（保証委託料及び立替払委託料並書並びに原契約の変更等の届出）

本契約締結後、別途保証委託及び替払委託申込書並びに原契約の記載内容に変更が生じたとき  
又は、原契約の終了が決定したときは、乙は、丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内  
容を届けなければならない。

### 第5条（保証債務の履行）

①丙は、乙に対する何らの通知なくして甲又は甲から賃料等の集金管理業務の委託を受ける者（以下  
「管理会社」という）に対して賃料債務の履行として支払いを行い、次項に基づき乙に支払  
することができる。なお、丙は、本立替払委託契約に基づき丙内に支払べき賃料等の滞納分  
にかかる支払債務を、乙の内にに対する次項に定める還債務一部として取り扱うことができる。

②丙が保証債務を履行したとき、乙は、丙に対し、次の各号に定める金額を直ちに償還しなければ  
ならない。

i 丙の内に対する保証債務の履行額

ii 丙の内に対する保証債務の履行のための費用

iii 丙の内に対する求償債務の履行は丙に要した費用

③乙が原契約に基づき甲に對して負担する債務の履行がないことにつき正当な事由がある場合、乙  
は、丙に対し、当該債務の履行の前日までに当該債務の内容及び当該事由を連絡しなければ  
ならない。

④乙が丙内に對して償還すべき全額の支払いを遅延したときは、乙は、丙に対し、その遅延の日より  
支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならぬ。

⑤甲が原契約を解除して本物件の明渡しを受けるために必要であると、丙が判断した場合には、丙

## 賃貸保証契約

賃貸人（以下「甲」という）と株式会社オリコフレントインシア（以下「丙」という）とは、  
甲と賃借人（以下「乙」という）との間で締結された、表面記載の賃貸物件（以下「本物件」とい  
う）の賃貸借契約（以下「原契約」という）に關し、次のとおり賃貸保証契約（以下「本契約」とい  
う）を締結する。

### 第1条（保証契約の範囲）

①丙は、甲に対し、原契約に基づき乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭の  
支払債務について、乙を連帯して保證することを約し、また甲はこれを承諾した。但し、乙が本  
物件を居住の用途で賃借し、かつ実際に居住の用途で使用している際に生じた金銭の支払債務に  
限る。

i 賃料、管理費、共益費及び駐車場料金その他の毎月定期的に賃料と共に支払われる費用のうち表  
面記載の金額（以下「賃料等」という）の滞納分

ii 水道使用料及びガス使用料等（以下「変動費」と総称し、前号に定める「賃料等」には変動費  
も含むものとする）の滞納分

iii 更新料

iv 原契約復費料（但し、国土交通省住宅局が平成23年8月に公表した「原状回復をめぐるトラブル  
ルーグガイドライン（改訂版）」改訂があった場合には、改訂後のものを含む）に準拠して、  
乙が負担することが合理的であると丙が判断した範囲に限る。以下同じ。明渡し

v 原契約が解消された場合に生じる、解除後原物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金（明渡し  
については、明渡までの日割り賃料等に相当する損害金）による

vi 賃料等の滞納を理由とする甲乙間の明渡訴訟手続において裁判所により乙の負担として認めら  
れた訴訟費用及び強制執行費用のうち、甲が丙内の承諾を得て支出した費用（以下「法的手段費  
用」という）

②丙が本立替払委託契約に基づき甲に支払う金額及び保証する金額の総額は、本契約締結時家賃の24ヶ月分に相当する金額の上限とする。

③丙は、次の各号に定める事項については、保証しない。

i 退去手続通知義務違反の場合における違約金等

ii 早急解約による違約金等

iii 戰争、地震、天災等不可抗力によって生じた損害

iv 火災、ガス爆発、建物の躯体に達する水漏れ、自殺行為、犯罪行為、心神喪失中の行為その他の  
の通常の使用を逸脱した行為によって生じた損害

v その他の内に含まれない債務

④丙は、原契約に基づき甲に對して支払うべき賃料等（但し、乙が本物件を居住の用途で賃借  
し、かつ実際に居住の用途で使用している際に生じた賃料等に限る）を乙に代わって甲又は甲から  
賃料等の集金管理業務の委託を受ける者（以下「管理会社」という）に對して支払う（以下  
「立替払」という）ものとする。立替払は丙が選択する具体的な支払方法や時期については、別途丙内  
間で協議のうえるものとする。なお、甲は、丙が集合賃貸になればならない

⑤丙は、乙の連帯保証人としての地位に基づき、甲又は丙は管理会社に対して、保証債務の履行として  
賃料等を支払うものとする。そのため、丙の場合は、甲は丙の内に對して支払うべき賃料等を支  
付けるものとする。丙の場合は、甲は丙の内に對して、乙に連帯して保證する他の債務を支  
付けるものとする。

⑥丙は、乙の内に對して、賃料等の収納代行手続（以下「原収納代行」という）を回収するものとし、丙  
は、当該代行の際に最も優先するものとし、甲は丙から直接賃料等を受けるものとする。

⑦丙は、原契約に基づき甲に對して支払うべき賃料等の支払（但し、乙が本物件を居住の用途で賃借  
し、かつ実際に居住の用途で使用している際に生じた賃料等に限る）を甲に直接支払うものとする。  
丙は、甲に賃料等の収納代行の実績を有する者（以下「管理会社」という）に對して支払う（以下  
「立替払」という）ものとする。立替払は丙が選択する具体的な支払方法や時期については、別途丙内  
間で協議のうえるものとする。なお、丙は、甲が集合賃貸になればならない

⑧丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額が確定するまでの間、立替払債務及び保証債務の履行を一  
時停止することができる。

⑨丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

### 第2条（甲の権利）

①甲と丙の内に對して丙が支払及び収納代行を行わない賃料等について滞納が生じた場合、甲は、  
当該賃料等の支払日の翌月10日までに、丙にその旨を通知しなければならない。

②丙は、甲の賃料等の滞納分を合算して3ヶ月分に達した場合、丙は、全ての滞納分が完全に支  
拂われた旨の明示書を甲に通知する。甲は、丙が集合賃貸になればならない

③甲は、丙から賃借上の債務の存否又はその額に對して通知を受けた場合には、丙に對して直接賃料等  
を支払うものとする。そのため、甲は丙の内に對して、乙に連帯して保證する他の債務を支  
付けるものとする。

④前項に基づく立替払債務及び保証債務の履行の一日後止と甲は、丙から直接賃料等を受けるものと  
する。

⑤丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑥丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑦丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑧丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑨丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑩丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑪丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑫丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑬丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑭丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑮丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑯丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑰丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑱丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑲丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

⑳丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉑丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉒丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉓丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉔丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉕丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉖丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉗丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉘丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉙丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉚丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉛丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉜丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉝丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉞丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉟丙は、甲から賃借上の債務の存否又はその額がつきついがあることを理由に支払いを拒否され  
た場合、直ちにその内に對して通知しなければならない。

㉟丙

## 保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（質借人及び連帯保証人）（以下、「これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下、「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことについて同意します。

### 第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみで識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の属性情報（変更後の情報を含む）
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座情報等の契約情報
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報
- ④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報
- ⑤個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
- ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報

### 第2条（関連する個人情報）

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

### 第3条（個人情報の利用目的）

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断のため
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行のため
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に基づく求償権の行使のため
- ④サービスの紹介のため
- ⑤サービスの品質向上のため
- ⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため
- ⑦賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため
- ⑧賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため
- ⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供

### 第4条（個人情報の第三者への提供）

1. 当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づく場合
  - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
2. 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
- ①第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他かかるべき第三者に対し提供すること
  - ②その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること

### 第5条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ①当社が利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

### 第6条（家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等）

1. 申込者等は、当社が申込者等との保証委託契約締結可否の判断及び保証委託契約の履行・求償権の行使のために、当社の加盟する家賃債務保証情報取扱機関（以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」という）に照会し、申込者等に関する個人情報が登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。

- 加盟家賃債務保証情報取扱機関  
名 称：一般社団法人全国賃貸保証業協会（略称LICC）  
住 所：〒105-0004 東京都港区新橋1丁目7番10号 汐留スペリアビル4階  
電話番号：0570-086-110  
ホームページアドレス：<http://jpg.or.jp/>

2. 申込者等は、以下の表に定める個人情報が加盟家賃債務保証情報取扱機関に以下の表に定める期間登録され、加盟家賃債務保証情報取扱機関の会員により申込者等との保証委託契約の締結可否の判断及び保証委託契約の履行・求償権の行使のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
1 氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報	下記の3又は4のいずれかの情報が登録されている期間
2 賃貸物件の名称、所在地等賃貸物件を特定するための情報	当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
3 保証委託契約の申込をした事実	当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
4 当社の賃貸人に対する支払い状況、求償金支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報	保証委託契約期間中及び保証委託契約終了後債務が消滅してから5年間

3. 申込者等は、賃貸人が申込者等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合に、これに係る情報を、賃貸人が当社に対し、当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意します。

4. 原則として申込者等本人に限り、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録されている個人情報に係る開示・訂正等・利用停止等の請求を、加盟家賃債務保証情報取扱機関が定める手続き及び方法によって行なうことができます。

### 第7条（個人情報の当社への提供）

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

### 第8条（個人情報の開示、訂正等及び利用停止等）

1. 当社は、申込者等本人から、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求があった場合には、法令の定めるところにより、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等を行います。

2. 開示、訂正等及び利用停止等をご希望の方は当社ホームページを参照いただくか、第18条記載の問合せ窓口までご連絡ください。

### 第9条（個人情報の正確性）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

### 第10条（必要情報の提出）

申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

### 第11条（個人情報提供の任意性）

当社は、申込者等が保証委託契約に必要な個人情報を提供しない場合には、保証委託契約の締結をお断りすることがあります。

### 第12条（審査結果）

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

### 第13条（個人情報の管理）

1. 当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
2. 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

### 第14条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することができます。

### 第15条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することができます。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

### 第16条（本条項の改定）

当社は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で本条項を変更することができるものとします。

### 第17条（個人情報管理責任者）

株式会社オリコフォレントインシュア 経営企画室室長

### 第18条（問合せ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談しある場合はお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社オリコフォレントインシュア お客様相談窓口

電話番号：0570-733

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）10：00～19：00

※通話内容（当社からの連絡を含む）につきましては、電話応対の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

## 立替払委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

立替払委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（質借人及び連帯保証人）（以下、「これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

### 第1条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 申込者等は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ）（当社が加盟する個人信用情報機関を、以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に当社が照会し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

2. 申込者等は、申込者等に係る立替払委託契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名
①立替払委託契約に係る申込をした事実	株式会社シー・アイ・シー
②立替払委託契約に係る客観的な取引事実	当社が加盟信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

3. 加盟信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は次のとおりです。また、立替払委託契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先：0120-810-414

ホームページアドレス：<http://www.cic.co.jp/>

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

4. 提携信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は、次のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問合せ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

●株式会社日本信用情報機構

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

お問合せ先：0570-055-955

ホームページアドレス：<http://www.jicc.co.jp/>

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

5. 当社が加盟信用情報機関に登録する情報は、次のとおりです。

●株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回数等契約内容に関する情報等並びに利用残高、支払日、延滞、支払停止の申出事実等支払状況に関する情報等

### 第2条（保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定の準用）

1. 保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定は、本条項について準用する。
2. 前項の場合において、第1条②③、第3条①②③、第6条1.2.並びに第9条から第11条まで中「保証委託契約」とあるのは「立替払委託契約」と読み替えるものとする。

# 信用を積み立てよう

LICC加盟会社は家賃支払情報データベースを審査の参考にしています

## 同意署名にご協力をお願いします

データベースへの登録・照会に関する同意がないことを理由に保証審査を拒否することはありませんが、信用が蓄積されることで、職業・収入等にかかわらず保証を受けやすくなっています。

LICCに登録されたお客様の情報は開示を受けることができます。  
お問い合わせは下記までお願いいたします。  
(来所または郵送。申込書・手数料・本人確認書類が必要)

一般社団法人全国賃貸保証業協会(LICC)は、家賃支払情報データベースの運営等を通じ、賃貸住宅への入居手続きの円滑化・合理化並びに家賃債務保証業の健全な発展と普及に寄与することを目的とする一般社団法人です。データベースの運用にあたっては関係法令を厳格に遵守し、加盟会社への訪問監査・モニタリング調査・講習会等により、情報の安全管理徹底と精度向上に努めています。



一般社団法人  
**全国賃貸保証業協会**

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル4階  
お問い合わせ TEL.0570-086-110 10:00~17:00(土日祝祭日・年末年始を除く)  
ホームページ <http://jpg.or.jp>

当社はLICCの加盟会社です

 **Orico**  
株式会社オリコフオレントインシュア

## 保証委託及び立替払委託申込書(法人用) v04-NB

申込用FAX:0570-009-977 お問合せ電話番号  
0570-030-123申込内容を確認させていただくために(株)オリコフォレントインシュアから  
申込者様、勤務先、連帯保証人様にご連絡させていただく場合がございます。

賃貸借 申込内 容	契約種別	普通借家	定期借家はこちらにチェックして下さい ➡ <input type="checkbox"/>	入居予定	20__年__月__日ごろ	前家賃 (予定)	月分まで 受領予定
	物件所在地	フリガナ 〒_____ 都道府県 _____					家賃 ①_____ 円
	物件名	フリガナ		号室	間取り・㎡数	管理費 共益費 ②_____ 円	
	敷金 (保証金)	円	退去償却 (解約引き)	円	礼金	駐車料金 ③_____ 円	
	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]		その他費用 ④_____ 円	
					月額請求額 合計 ①+②+③+④	円/月	

申込者 ・賃借人	現住所	フリガナ 〒_____ 都道府県 _____					※建物名までご記入ください。			
	会社名	フリガナ					電 代 表	— —		
	代表者 氏名	フリガナ					話 担当部署	— —		
	事業内容	1.金融機関 2.不動産 3.建築/工事 4.製造 5.IT関連 6.広告 7.小売/サービス 8.陸運 9.教育 10.医療機関 11.その他 ( )								
	入居理由	1.社宅 2.転勤 3.事業拡大のため 4.立地・環境 5.手狭 6.賃料 7.その他 ( )								
設立日	(西暦) 年 月	上場・非上場	資本金		年商		従業員数	名		

入居予定者	1. 代表者 2. 代表者及び 家族 3. 社員 4. 社員及び家族 5. その他 ( )								
-------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

連帯保 証人	現住所	フリガナ 〒_____ 都道府県 _____					※建物名までご記入ください。			
	氏名	フリガナ			続柄(関係)	電 固 定	— —			
					話 携 帯	— —				
	性別	男・女	生年月日(西暦)	年 月 日( )歳	運転免許証番号					
	お勤め先	名称	フリガナ	年収(税込)	万円		月収(税込)	万円		
住所	フリガナ 〒_____ 都道府県 _____	部署・役職			勤続年数	年 ケ月				
		勤務先電話			—	—				

※建物名までご記入ください。  
※建物名までご記入ください。

備考欄	月額賃料等は振込を希望する <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ※振込をご希望でない場合は、口座振替でのお支払となります。 また振込手数料はお客様のご負担となります。								
	商品コード : 001-042-57								

仲介会社	※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。	管理会社	※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。
		株式会社 木下の賃貸	
		【本社 多摩エリア 神奈川エリア 千葉エリア 埼玉エリア 名古屋支店 大阪支店】	ご担当者印 又はサイン
			ご担当者印 又はサイン
店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。			

## ■個人情報の取り扱いに関する条項

### 保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

#### 第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の属性情報（変更後の情報を含む）
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等並びに口座情報等の契約情報
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報
- ④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報
- ⑤個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
- ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報

#### 第2条（関連する個人情報）

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

#### 第3条（個人情報の利用目的）

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断のため
- ②保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行のため
- ③保証委託契約及び賃貸保証契約に基づく求償権の行使のため
- ④サービスの紹介のため
- ⑤サービスの品質向上のため
- ⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため
- ⑦賃貸人及び管理会社からの委託に基づく収納代行業務を行うため
- ⑧賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため
- ⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供

#### 第4条（個人情報の第三者への提供）

1. 当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2. 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

- ①第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他しかるべき第三者に対し提供すること
- ②その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること

#### 第5条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

#### 第6条（個人情報の当社への提供）

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

#### 第7条（個人情報の開示、訂正等及び利用停止等）

1. 当社は、申込者等本人から、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求があった場合には、法令の定めるところにより、当該申込者等に関する個人情報の開示、訂正等及び利用停止等を行います。

2. 開示、訂正等及び利用停止等をご希望の方は当社ホームページを参照いただくか、第17条記載の問合せ窓口までご連絡ください。

#### 第8条（個人情報の正確性）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

#### 第9条（必要情報の提出）

申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

#### 第10条（個人情報提供の任意性）

当社は、申込者等が保証委託契約に必要な個人情報を提供しない場合には、保証委託契約の締結をお断りすることがあります。

#### 第11条（審査結果）

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、

提供された個人情報及び個人情報を含む書面についていかなる場合にも返却及び削除いたしません。

#### 第12条（個人情報の管理）

1. 当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
2. 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

#### 第13条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することができます。

#### 第14条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することができます。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

#### 第15条（本条項の改定）

当社は、法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で本条項を変更することができるものとします。

#### 第16条（個人情報管理責任者）

株式会社オリコフォレントインシュア 経営企画室長

#### 第17条（問合せ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社オリコフォレントインシュア お客様相談窓口

電話番号：0570-030-733

受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）10：00～19：00

※通話内容（当社からの連絡を含む）につきましては、電話応対の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

## 立替払委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

立替払委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人及び連帯保証人）（以下、これらの者を「申込者等」という）は、株式会社オリコフォレントインシュア（以下「当社」という）が、次の条項（以下「本条項」という）に従い、個人情報を取り扱うことに同意します。

#### 第1条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 申込者等は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう。以下同じ）（当社が加盟する個人信用情報機関を、以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に当社が照会し、申込者等の個人情報が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
2. 申込者等は、申込者等に係る立替払委託契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー
①立替払委託契約に係る申込をした事実	当社が加盟信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	
②立替払委託契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	

3. 加盟信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は次のとおりです。また、立替払委託契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

#### ●株式会社シー・アイ・シー

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覗ください。

#### 4. 提携信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は、次のとおりです。

##### ●全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問合せ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

##### ●株式会社日本信用情報機構

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

お問合せ先：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覗ください。

#### 5. 当社が加盟信用情報機関に登録する情報は、次のとおりです。

##### ●株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号及び運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び支払回数等契約内容に関する情報等並びに利用残高、支払日、延滞、支払停止の申出事実等支払状況に関する情報等

#### 第2条（保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定の準用）

1. 保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項の規定は、本条項について準用する。

2. 前項の場合において、第1条②③、第3条①②③、並びに第8条から第10条まで中「保証委託契約」とあるのは「立替払委託契約」と読み替えるものとする。

## ■お申込にあたって

●申込者は「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意のうえ、保証委託及び立替払委託契約を申込するものとします。

ご記入日(西暦)	20 年 月 日	申込者署名欄 (ご本人直筆で署名ください)
----------	----------	--------------------------

※法人申込の場合は、部署名・会社との関係もご記入ください。

## 家賃等債務決済保証サービスに関するご説明

(家賃債務保証業者登録規定 第17条及び第18条の規定による説明)

株式会社オリコフォレントインシュアの家賃等債務決済保証サービスをご利用にあたり、以下の内容をよくお読みになり、同意のうえ、ご契約をお願いします。

### 1. 保証会社の申込について

家賃債務保証を行う保証会社は、次の通りです。保証会社は、賃借人様がお支払いを遅延した場合、賃借人様に代わってお支払を行います。保証会社がお支払したときには、後日賃借人様に対してご請求させていただきます。

保証会社：株式会社オリコフォレントインシュア  
住所：東京都港区芝浦4-9-25  
問合せ先：0570-030-123  
登録番号：国土交通大臣(1)第1号(登録日：2017年12月21日)

### 2. 保証範囲及び内容について

- ①月額賃料など（保証委託契約書表面記載の月額合計金額）
- ②変動費
- ③更新費用
- ④付帯費用
- ⑤原状回復費用
- ⑥賃貸借契約解除後から明渡までの間の賃料相当損害金
- ⑦明渡訴訟その他法的手続きを係る費用
- ⑧早期解約違約金
- ⑨保証上限額は月額賃料（共益費、管理費等は含まない）の48ヶ月が最大になります。

※弊社家賃保証サービスをご利用頂いている不動産管理会社様によっては、含まれない項目がございます。予めご了承下さい。

### 3. 保証委託料について

詳しくはご契約いただくご契約書をご確認ください。なお保証委託料は、その支払後、中途において解約になった場合にも返金は行いません。

### 4. 保証期間について

保証期間は、保証委託契約締結日から賃貸物件の明渡までとなります。

### 5. 求償権および求償する金額について

保証会社が賃借人様に代わってお支払した場合、保証会社から賃借人様に対して求償権が発生します。この求償権に基づいて、保証会社が賃借人様に対してご請求を行います。賃借人様に対してご請求する金額は、上記(2)の範囲で保証会社がお支払した額及び遅延損害金（年14.6%）となります。

## 入居者様データ入力票

※契約者様とご入居者様が異なる場合や、同居される方がいる場合、こちらもご記入下さい。

契約者名		様
物件名/号室		号室

※入居者は70歳以下（単身の場合は高卒以上（進路先内定済み必須））となります。

フリガナ		西暦 生年月日	年 月　　日（　　才）	性別	男・女
入居者様					
住所					続柄
電話番号		携帯番号		メール アドレス	
現住居	自己所有・家族所有・社宅/官舎・借家・賃貸・公営/公団・アパート・寮				
世帯状況	独身（家族別居）・独身（家族同居）・既婚（子供なし）・既婚（子供　人）				
勤務先		勤務先電話番号		勤続 年数	年
勤務先住所					税込 年収
					万円

※その他ご入居者様がいらっしゃる場合は、こちらへご記入をお願いいたします。

フリガナ		西暦 生年月日	年 月　　日（　　才）	性別	男・女	
入居者名						
携帯番号		続柄				
勤務先 学校名		勤務先/学校 住所				

フリガナ		西暦 生年月日	年 月　　日（　　才）	性別	男・女	
入居者名						
携帯番号		続柄				
勤務先 学校名		勤務先/学校 住所				

## 当社の個人情報の取扱いについて

②共同して利用する者と利用目的

- <共同利用する者>  
(グループ会社)  
□ 株式会社木下グループ 各種マネージメント業、及び保証業務 等  
□ 不動産の賃貸借契約事業、分譲住宅事業、土地活用アパート建築請負事業  
□ 株式会社木下工務店 注文住宅事業 土地活用アム事業  
□ 株式会社木下不動産 リフォーム事業  
□ 株式会社木下不動産 都市型マンション企画運営事業  
□ 株式会社木下の介護施設企画運営事業  
□ 株式会社木ノシタコミュニティ認証・小規模保育園、学童保育の運営 等  
□ 株式会社木下の保育等  
□ 株式会社木下の台所  
□ 株式会社木下の台所  
□ 株式会社木下の賃貸

株式会社木下の賃貸（以下、当社）は、個人情報保護法等の法令を遵守し、個人情報の保護、運用、厳重な管理を実施いたします。また、当社が利用目的の範囲内で業務委託先に個人データを提供する場合があります。当社は、個人情報をを本人から書面等により直接取得する場合（それらの書面等に予め利用目的を明示しておきます）、又はそれ以外の方法で適法に取得する場合、以下の目的に利用いたします。

- ① お問合せ内容のご対応
- ② 当社の商品やサービスご案内のダイレクトメールを送付するため
- ③ 当社の商品やサービスに対するご意見をお伺いするため
- ④ 当社の商品開発のため
- ⑤ 当社キヤンペーンのご案内を送付するため
- ⑥ 当社の商品、サービスに関する情報誌を送付又はメールマガジンを送信するため
- ⑦ 当社に提供するため
- ⑧ 第三者に提供するため
- ⑨ 受託業務を当社の業務委託先に再委託するため

- 1 ) 取得する個人情報の利用目的  
当社は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、職業、銀行口座番号等の個人情報を取得する場合があります。また、当社が利用目的の範囲内で業務委託先に個人データを提供する場合（それらの書面等により直接取得する場合（それらの書面等に予め利用目的を明示しておきます）、又はそれ以外の方法で適法に取得する場合、以下の目的に利用いたします。  
① お問合せ内容のご対応  
② 当社の商品やサービスご案内のダイレクトメールを送付するため  
③ 当社の商品やサービスに対するご意見をお伺いするため  
④ 当社の商品開発のため  
⑤ 当社キヤンペーンのご案内を送付するため  
⑥ 当社の商品、サービスに関する情報誌を送付又はメールマガジンを送信するため  
⑦ 当社に提供するため  
⑧ 第三者に提供するため  
⑨ 受託業務を当社の業務委託先に再委託するため
- （業務委託先）  
弊社が受託業務の一部を再委託する外注業者上記業者に弊社がお客様より受けた業務の一  
部を、弊社が業務委託する、外注業者に、業務委託上必要最小限となる「住所・氏名・電話  
番号」の情報を使用することがあります。  
<共同利用する目的>  
上記グループ会社及び業務委託先の事業及びそれに付随する事業における  
商品サービスに関する情報のお知らせ、商品の発送、関連するアフターサービス、  
新商品、新サービスのお知らせ、アンケート調査のために利用いたします。
- ③個人データの管理責任者  
管理責任者は、尾崎 浩司です。  
住所 東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー9階  
電話番号 03-5908-2244（代表）

- 2 ) 第三者提供  
当社は、以下の①から⑤に記載する場合を除き、個人データ（「個人データベース等」を構成する個人情報を）をあらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供することはありません。また、個人データに該当しない個人情報をについても、できる限り個人データに準じて取り扱います。  
① 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合  
② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合  
③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることがあるとき  
④ 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するに支障を及ぼすおそれがあるとき  
⑤ 個人情報保護法に基づくオプトアウトを行っている場合
- 3 ) オプトアウト  
当社は、以下の個人データを第三者に提供する場合があります。  
①個人データの項目  
住所、氏名、電話番号  
②第三者への提供の手段又は方法  
当社は、上記個人データを電子媒体に複製の上、直接第三者に交付する方法及び書面の郵送、電話、FAX、メール等の方法により提供いたします。  
③第三者への提供の停止  
当社は、本人の方の求めがあつた場合は、速やかに第三者への提供を停止いたします。  
□ ;当社の協力業者（下請け業者）に個人情報を提供させて頂く事があります。  
□ ;当社が、当社のグループ企業と一体となつてお客様への商品、サービスの提供を行う場合に、株式会社木下工務店、株式会社木下グループ、株式会社木ノシタコーム、株式会社木ノシタコムニティに個人情報を提供させて頂くことがあります。  
□ ;所有者が変更した時には新たな所有者に個人情報を提供させて頂く事があります。
- 4 ) 共同利用  
当社は、①に記載する個人データをお客様の承諾の上、グループ会社並びに業務委託先との間で共同利用させていただきます。  
①個人データの項目  
共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。  
住所、氏名、電話番号
- 申込者住所  
申込者氏名  
印

年 月 日

## 先行及び原状回復前賃貸借契約(申込)に関する確認書

物件名 : \_\_\_\_\_ 号室

契約締結(申込)日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記日付にて締結(申込)した本物件の建物賃貸借契約について、下記のことを予め確認し、了承しました。

### 記

- ① 本物件は現賃借人が入居中若しくは原状回復工事中であり、現賃借人の引越の都合又は原状回復工事の進捗状況によって、契約開始日及び入居可能日が遅れる場合があります。
- ② 賃借人は①の事情により、引越が困難になった場合には、告知日より2日以内に申込及び本契約を取消することができます。  
※契約継続時、契約締結済の場合は別途覚書にて契約期間を訂正します。  
その場合、過払い賃料は日割計算し、翌月以降の賃料へ充当します。  
※契約を取消した場合、契約金一式は1週間以内に振込返金になります。
- ③ ①及び②の場合、賃借人は貸主及び貸主代理に対して、責任追及及び損害金の請求はできません。
- ④ 契約時の図面と、入居時の現況に相違があった場合には、現況優先を了承し、一切の変更を要求することはできません。

以上

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

株式会社木下の賃貸 御中

賃借人 住所: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_ 印

## 【新築物件】先行賃貸借契約(申込)に関する確認書

物件名 : \_\_\_\_\_ 号室

契約締結(申込)日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記日付にて締結(申込)した本物件の建物賃貸借契約について、下記のことを予め確認し、了承しました。

### 記

- ① 本物件は現在建築中であり、工事の進捗状況によって契約開始日及び入居可能日が遅れる場合はあります。
- ② 賃借人は①の事情により、引越が困難になった場合には、告知日より2日以内に申込及び本契約を取消しすることができます。  
※契約継続時、契約締結済の場合は別途覚書にて契約期間を訂正します。  
その場合、過払い賃料は日割計算し、翌月以降の賃料へ充当します。
- ③ ①及び②の場合、賃借人は貸主及び貸主代理に対して、責任追及及び損害金の請求はできません。
- ④ 契約時の図面と、入居時の現況に相違があった場合には、現況優先を了承し、一切の変更を要求することはできません。

以上

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

株式会社木下の賃貸 御中

賃借人 住所: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_ 印

# 一般媒介申込書

株式会社木下の賃貸 御中

弊社は標記物件の入居者募集業務を行うにつき、以下の各内容に従って媒介する事を異議なく確認致しましたので、本書を差し入れます。

## 【1】募集・契約等について

### (1) 募集条件

■敷金	( 2 · 1 ) ケ月・【 ] ケ月
■礼金	( 2 · 1 ) ケ月・【 ] ケ月
■賃料	_____ 円
■管理費	_____ 円
■広告料	賃料の ( 0% 25% 50% 75% 100% [ ] % )

■契約期間	2年間（更新可）
■更新料	新賃料の ( 1ヶ月分 · [ ] ケ月分 · なし )
■解約	1ヶ月前に文書で当社宛に通知
■木下の賃貸友の会費	月額（税込）( 1,800円 · 2,400円 )
■鍵交換費（税込）	_____ 円

### (2) 確認事項

- 契約時に、必要書類に不備や契約書等の記入漏れ・印鑑漏れ等がある場合、鍵の引き渡しが出来ないことがあることを確認しました。
- 申込後、契約までの間に売却などの諸事情により株式会社木下の賃貸の貸主又は貸主代理の地位が終了した場合、申込が無効になることがあることを確認しました。
- 下記契約者に対する不動産賃貸借契約の仲介にあたり、株式会社木下の賃貸を代理店とする保険会社の入居者補償制度（火災保険）のご案内が在中する専用封筒および意向把握・確認書の取扱いにおいて、それぞれのご注意欄に記載された事項に留意し、賃借人等に対して保険の説明や意向の確認等を行わないことを確認しました。  
また、専用封筒の開封や、意向把握・確認書に貼付のシールをはがしたり、シールの貼っていない同書面を加入者から受領しないことを確認しました。

## 【2】仲介手数料について

仲介手数料は宅地建物取引業法第46条、および国土交通省告示に従って、受領致します。

### 【 賃貸物件の表示 】

■物件名称	_____
■号室	_____ 号室
■所在地	_____
■完成年月	年 月 完成
■構造	木造 · 軽量鉄骨 · 重量鉄骨 · RC · SRC · その他
■間取	1R · 1K · 1DK · 1LDK · 2K · 2DK · [ ]
■専有面積	_____ m <sup>2</sup>

貴社の表記賃貸物件につき、各内容に従い本日入居者募集（賃貸借契約）に係る一般媒介を申し込みます。

年 月 日

契 約 者 \_\_\_\_\_ 様  
仲介人（仲介会社）  
住 所 \_\_\_\_\_  
社 名 \_\_\_\_\_ 印  
担 当 者 \_\_\_\_\_  
連 絡 先 \_\_\_\_\_

# ライフライン 無料手配サービスのご案内

お客さまへのサービスとして、電気・ガス・水道の代行手続きを実施しております。  
提携会社の(株)CDエナジーダイレクトより連絡させていただきます。  
推奨する電気・ガスは、東京電力エナジーパートナーの従量電灯および東京ガスの一般料金よりお得です。

## お手続きの流れ



## ご注意点

- プロパンガス物件は、お客さまにてガスの開栓手配をお願い致します。
- CDエナジーの電気・ガスをお申込みいただいた方に限り、水道の手配も実施いたします。
- 都市ガスの対象エリアは、東京ガス供給区域内です。
- お住いの行政によっては、お客さまにて水道の手配をお願いする場合があります。
- 電気の申込期限は、ご利用開始日の第2営業日前(土日祝除く平日)までにCDエナジーダイレクト窓口必着となります。
- ガスの申込期限は、ご利用開始日の第5営業日前(土日祝除く平日)までにCDエナジーダイレクト窓口必着となります。

必ずチェックいただき、必要事項をご記入ください。

ライフライン手続きについてのご案内を希望します。

フリガナ			
お名前			
建物名			
部屋番号		入居予定日	年 月 日
携帯番号 <small>申込URLをSMSで送付します</small>			
メールアドレス	@		

ご記入いただいた個人情報は木下の賃貸が利用するほか、以下の定めに基づき共同利用いたします。個人情報の共同利用にあたっては、個人情報を適切に保護するため、当社および共同利用する会社間で合理的な安全管理措置を構築してまいります。

[共同利用する個人情報] お客さまの、氏名・住所・電話番号・メールアドレス [共同利用の範囲] 株式会社CDエナジーダイレクト

**ご入居者さま：物件申込時に必ず仲介会社さまにご提出ください！**

**仲介会社さま：ご回収後、必ず下記窓口にFAXしてください！**

**FAX後、電話確認の実施も併せてお願ひ致します。**

**窓口：株式会社CDエナジーダイレクト（担当：松本・菅・佐野）**

**FAX：03-3865-2237 TEL：0120-407-651**

**お電話の受付時間は、9:30～18:00となります。**